

西目中学校いじめ防止基本方針

[いじめに対する基本的な考え]

いじめは、いじめを受けた生徒の人権及び名誉などを著しく侵害し、さらには心身の健全な育成及び人格形成に重大な影響を与え、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。それを踏まえ、西目中学校ではどの生徒にも起こりうるものであるという認識のもと、「いじめは絶対に許されない」という強い意識をもち、生徒との信頼関係を大切にしながら全職員で組織的に取り組んでいくものとする。すべての西中生がお互いの価値観や個性のちがいを認めるなど人権の視点を重視し、いじめを行わず、かついじめを認識した際は傍観、放置などすることがないように、未然防止と早期発見、適切な対処を図るために万全の対策を講じる。

[いじめ対策委員会]

校長、教頭、教務主任、研究主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、保健主事、学年主任、学級担任、養護教諭
(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)

[いじめの防止]

- ・「不登校・いじめ対策委員会活動計画」の共通理解
- ・生徒指導の4つの視点を生かした授業づくり
- ・教科、道徳、体験活動などを通して好ましい人間関係を築くための指導の充実
- ・学年、学級などでの望ましい集団づくり
- ・生徒同士、生徒と教師、保護者と教師間の信頼関係の確立
- ・生徒理解に努め、心の居場所づくりの推進
- ・教育相談、ネットマナー教育等の充実

[早期発見]

- ・学級担任、各教科担任など関わりのある職員間での情報交換
- ・毎週水曜日の教務会における生徒についての情報交換
- ・毎日提出する生活記録ノート「はまなす」の有効活用
- ・定期的な「学校生活アンケート」の実施
- ・生徒及び保護者からのいじめに対する相談体制の構築（電話・面談等）
- ・スクールカウンセラーによる教育相談

[いじめに対する措置]

- ・いじめに関する情報を得た場合は関係職員で情報を共有し、組織的に対応しながら、速やかにいじめられた生徒を保護するとともに事実の確認を行う。
- ・いじめが確認された場合はすぐにいじめをやめさせるとともに、いじめた生徒、いじめられた生徒に対して指導・助言を行う。また、関係した保護者に関しても相談活動及び助言等を行う。
- ・いじめられていた生徒・保護者を第一に考え、必要と思われる場合にはさまざまな配慮をしながら対応する。
- ・毎週水曜日の教務会で、具体的な対応について報告と協議を行う。
- ・いじめが犯罪に関わる場合には、教育委員会、警察など関係機関との連携を図る。
- ・経過観察を丁寧に行い、再発防止に努める。

[保護者や地域との連携]

- ・PTA三役 ・校外指導部員
- ・学校運営協議会
- ・地区民生委員、主任児童委員
- ・PTAや通信等での啓発

[関係諸機関との連携]

- ・市教委、西目小学校、西目こども園、警察、児童相談所等
- ・必要に応じて、福祉機関、医療機関